入所基準(条例)の実例②(北海道札幌市)

《人口189.8万人(平成20年8月1日現在)、待機児童271人(平成20年4月1日現在)》

保育所入所選考基準表

札幌市

1.保育の実施基準	1	.保	育	മ	実	施	基	21	Í
-----------	---	----	---	---	---	---	---	----	---

日中労働7時間以上 日中労働7時間は上 日中						保育要件	基準	指数
日中労働4時間以上7時間未満 90 6 日中労働4時間以上7時間未満 80 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	_	_						母
1 1 1 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3					週5日以上		100	100
個			居			日中労働4時間以上7時間未満	90	90
個	1		宅外		週4日以上	日中労働7時間以上	90	90
週3日以上 日中労働7時間以上 70 7 70 7 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70			労働			日中労働5時間以上7時間未満	80	80
日中労働7時間以上 100 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10			3		週3日以上	日中労働7時間以上	70	70
過5日以上 日中労働4時間以上7時間未満 90 90 90 90 90 90 90 9					その他	日中労働週あたり20時間以上	70	70
日中労働4時間以上7時間未満 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90					週5日以上	日中労働7時間以上	100	100
日中労働の時間以上7時間未満 80 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8						日中労働4時間以上7時間未満	90	90
日中労働5時間以上7時間未満 80 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8					週4日以上	日中労働7時間以上	90	90
その他 日中労働週あたり20時間以上 70 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7					2.1%1	日中労働5時間以上7時間未満	80	80
2 1					週3日以上	日中労働7時間以上	70	70
過5日以上 日中労働/時間以上7時間未満 70 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1			自		その他	日中労働週あたり20時間以上	70	70
日中労働4時間以上7時間未満			営		: 周 6 日 12 1 日	日中労働7時間以上	80	80
空 内					過3日以上	日中労働4時間以上7時間未満	70	70
予例	٦	宅			, E 4 C C L	日中労働7時間以上	70	70
週3日以上 日中労働7時間以上	_	労		者	週4日以工	日中労働5時間以上7時間未満	60	60
日中労働/時間以上 80 80 80 80 80 80 80 8		1927)			週3日以上	日中労働7時間以上	50	50
四十分 日中労働4時間以上7時間未満					その他	日中労働週あたり20時間以上	50	50
日中労働4時間以上7時間未満 70 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7					::::::::::::::::::::::::::::::::::::::	日中労働7時間以上	80	80
図3日以上 日中労働5時間以上7時間未満 60 6 8 図3日以上 日中労働5時間以上 50 6 8 図3日以上 日中労働7時間以上 50 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8					週5日以工	日中労働4時間以上7時間未満	70	70
日中労働5時間以上7時間未満 60 60 60 60 60 60 60 6			Þ	9	'BADEL	日中労働7時間以上	70	70
その他 日中労働週あたり20時間以上 50 を 3 出産 出産予定日前1か月・出産月の翌月末 - 10 入院 100 10 疾 常時臥床 100 10 病 無し、 無し、 一 本の、 本の、 日本語 で、 本の、 本の、 日本語 で、 本の、 本の、 100 10 本の、 本の、			耶	践	過4日以上	日中労働5時間以上7時間未満	60	60
3 出産 出産予定日前1か月・出産月の翌月末 - 10 大院 100 10 疾 常時臥床 100 10 毎週通院加療を要する上記以外の自宅療養 50 5 障がい身体障害者1・2級精神障害者1・2級、知的障害者A 100 10 方 病院等の付添い介護自宅介護 70 7 6 災害復旧 100 10 方 資理の保育が困難自立更生のための就労予定の保育が困難をのの通園児の付添いを要するため、他児協の保育が困難をある。 80 8 日本語習得学校へ通学中 50 5 その他明らかに保育に欠けると認められる場合 70 7					週3日以上	日中労働7時間以上	50	50
存 入院 100 10 存 常時臥床 100 10 病 審時臥床 70 7 毎週通院加療を要する 上記以外の自宅療養 50 6 障がい 身体障害者1・2級精神障害者1・2級知的障害者A 100 10 方 病院等の付添い介護 自宅介護 100 10 6 災害復旧 100 10 技能習得中・在学中 自立更生のための就労予定 心身障害児施設への通園児の付添いを要するため、他児 室の保育が困難 日本語習得学校へ通学中 80 8 5 日本語習得学校へ通学中 50 6 その他明らかに保育に欠けると認められる場合 70 7					その他	日中労働週あたり20時間以上	50	50
疾 常時臥床 100 10 4 病 帯時臥床 70 7 海週通院加療を要する 50 6 上記以外の自宅療養 50 6 障がい 身体障害者1・2級精神障害者1・2級、知的障害者A 100 10 5 頭院等の付添い介護 100 10 6 災害復旧 100 10 方 技能習得中・在学中 80 8 自立更生のための就労予定 70 7 心身障害児施設への通園児の付添いを要するため、他児室の保育が困難の保育が困難 80 8 すする 100 10 る 50 6 その他明らかに保育に欠けると認められる場合 70 7	3	t	出酒	E	出産予定日	 前1か月・出産月の翌月末	_	100
#時 版					7	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	100	100
## 病			疾			常時臥床	100	100
上記以外の自宅療養 50 6 6 6 6 6 6 6 6 6	4		病			毎週通院加療を要する	70	70
介 調施等の付添い介護 自宅介護 100 10 70 7 6 災害復旧 100 10 70 7 技能習得中・在学中 自立更生のための就労予定 心身障害児施設への通園児の付添いを要するため。他児 電の保育が困難 する も 日本語習得学校へ通学中 80 8 80 8 80 8 80 8 80 8 80 8 80 8 80 8			71-3		332	上記以外の自宅療養	50	50
5 護 自宅介護 70 7 6 災害復旧 100 10 7 抗能習得中・在学中 自立更生のための就労予定 心身障害児施設への通園児の付添いを要するため. 他児 室の保育が困難 する。 も、その他明らかに保育に欠けると認められる場合 80 8	l	店 章	エ が	い	身体障害者	f1·2級、精神障害者1·2級、知的障害者A	100	100
護 自宅介護 70 7 6 災害復旧 100 10 7 前各項 (注 頻すするを) (注 頻すするの (注) では、 100 円 (注) では、	_		介		病院等の付	†添い介護	100	100
技能習得中・在学中 80 8 自立更生のための就労予定 70 7 で身障害児施設への通園児の付添いを要するため、他児	5		護		自宅介護		70	70
前 各 自立更生のための就労予定 70 7 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 7	6					災害復旧	100	100
各項 自立更生のための就労予定 70 7 70 7 70 7 70 7 70 7 70 7 70 7 70			-de-		技能習得中	・在学中	80	80
で身障害児施設への通園児の付添いを要するため。他児 重の保育が困難 日本語習得学校へ通学中 80 8 50 8 50 8 その他明らかに保育に欠けると認められる場合 70 7	l		魯		自立更生の	ための就労予定	70	70
イ す 日本語習得学校へ通学中 50 5 も その他明らかに保育に欠けると認められる場合 70 7	l _		頃に				80	80
る も その他明らかに保育に欠けると認められる場合 70 7	7		類す				50	50
Ι Ι <i>Φ</i> Ι	l		るも		その他明ら	かに保育に欠けると認められる場合	70	70
「児童福祉法第26条第1項第4号に基づく通知を受理 999			တ		児童福祉法	第26条第1項第4号に基づく通知を受理	99	9

児童氏名	
	_
階層区分	

2.保育の調整基準

,	非中	ひとり親世帯	110
Ι'	I 322 I	障がい者のいる世帯	10
2	所得課稅	税及び市町村民税非課税世帯または所得税非 世帯	10
	産休	明け・育休明けによる入所の場合	40
3	兄弟	・姉妹がすでに入所している場合	40
	産休	明け・育休明けで兄弟・姉妹がすでに入所してい 合	50
l		年度当初(4月及び5月)	10
4	転園	転居などによる通園困難	20
l		乳児園から幼児園に転園	999
2.7	a ===	ヨカミナ [翌] [月囲わらられ] [月囲/一杯 囲 ! カ カロナフ 担 ヘ/ +	

※ 4. 転園のうち「乳児園から幼児園(こ転園)を適用する場合は、 実地基準、他の調整基準(こかかわらず「999点」とする。

合計点数	

入所基準(条例)の実例③(兵庫県神戸市)

《人口153.3万人(平成20年9月1日現在)、待機児童487人(平成20年4月1日現在)》

〇児童福祉法第24条第1項の規定による事由を定める条例 (昭和62年条例第57号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」 という。)第24条第1項の規定による事由を定めるものとする。

(条例で定める事由)

- 第2条 法第24条第2項に規定する保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合において、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められるときに行うものとする。
- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を 有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは 身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災,風水害,火災その他の災害の復旧に当たつていること。
- (7) 前各号に類する状態にあると市長が認める状態にあること。

附則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日条例第68号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

選者は

入所希望者が、保育所の受け入れ能力を上回るため全員入所できない場合は、原則として下記の優先順位に従って入所を決定します。(優先順位は主たる保育者の状況によります)下記の項目について、ご不明な点がございましたら、区役所保険福祉部「福祉事務所・支所にご相談ください。

優先順位 1

主なもの

母子家庭または父子家庭で、居宅外で仕事をしている等、児童を 保育できない場合

居宅外で保護者が常勤で、児童を保育できない場合 保護者が重度の障害のため、児童を保育できない場合 重度の障害を有する同居親族の常時介護等が必要で、児童を保育 できない場合

優先順位 2

主なもの

自営の中心者で、昼間居宅内で常に児童と離れて仕事をしていて、児童を保育できない場合

居宅外でパート、非常勤の勤務(原則として、昼間4時間以上、月16日以上)をしていて、児童を保育できない場合

保護者が中程度の障害または病気入院のため、児童を保育できない場合 長期にわたり疾病の状態にある同居親族を有し、家庭で常時介護している ため、児童を保育できない場合

優先順位 3

主なもの

自営の専従者で、昼間居宅内で児童と離れて仕事をしている場合または内職をしているため、児童を保育できない場合

保護者が出産前後(概ね8週間)のため、または病気で自宅療養中のため 児童を保育できない場合

入所基準(条例)の実例④(山口県山口市) 《人口19.1万人(平成20年9月1日現在)》

〇山口市保育の実施に関する条例 (平成17年条例第95号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律 第164号)第24条第1項の規定に基づき、保育 の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 (保育の実施基準)

- 第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれ もが次の各号のいずれかに該当することによ り、当該児童を保育することができないと認め られる場合であって、かつ、同居の親族その他 の者が当該児童を保育することができないと 認められる場合に行うものとする。
 - (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
 - (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
 - (3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。

- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の家族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手 続その他保育の実施に関し必要な事項は、 規則で定める。

附則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

入所基準(条例)の実例⑤(福井県小浜市)

《人口3.2万人(平成20年8月1日現在)》

	I	ロナんらずだぶぶつロゼー		
	6	拉木	一百一	ヤ 全 三 三
() \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	8	75 才以上	本	
①受講証明書または状況を証するもの	1	の受講など	信教育	資格取得通
①在学証明書・学生書	10	学校通学·職業訓練等	≥校通学•¶	TĮF.
①災害状況を証明するもの	10	風水害・地震など	災害・風水律	災害復旧分
	2	の 他	4	
有川磯は青規小安	8	高齢者介護		
網	∞	名	 	
ŗ,	10	常時寝たきり	流	の看
または医師の診断書	2	3回未満	週週週	
(①身体障害者手帳の写しまたは療育手帳の写し	5	3回以上		
	10	ヶ月以上	入院付添1	7
	5	殺以下	4	
第24年年日 東京は医師の診断書	7			7/11-
	10	•	1	樂
	1	その他	七浜食	《底
	10	常時寝たきり	· · · · · · · ·	在孫
	10	育児不能の時	神症	新精
	5	週3回未満	2	采
-11	7	定!		<u> </u>
-	10	ής H	첉	
①母子手帳の写し	10	ヶ月以内	d産前後3	出産出
	2	4 時間未満	州	-
	3	4 時間以上	# <u></u>	働
(i	5	族従事者	偨	C 批
一つ十分		沼目入	Œ K	
# 	8	族従事	张	· W
	10	事	従	
	4	10 町米満	7	
	∞	↑ 10 町以上	# >	靊
] (2名1)	3	畑 5反未満	林 業	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
.	6	5反以上		#
	9	1 町	 ⊞	*
_	3	3 時間未満	:	Ä
2001	5	3 時間以上		
○別年度源来飯収票 「確立由生や」が由江をのに」)	7	5 時間以上	-ω	梁圖記
-	10	3 時間以上		
必要書類	点数	ш	畓	類型

光

保育園入園選考点数ま

25

入所基準(条例)の実例⑥(鹿児島県さつま町) 《人口2.4万人(平成20年8月1日現在)》

〇さつま町保育所の保育の実施に関する条例 (平成17年条例第96号)

(趣旨)

第1条 この条例は, 児童福祉法(昭和22 年法律第164号)第24条第1項の規定 に基づき, さつま町保育所の保育の実 施に関し, 必要な事項を定めるものとす る。

(保育の実施基準)

- 第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。
 - (1) 居宅外で労働することを常態としていること。

- (2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事 以外の労働をすることを常態としているこ と。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神 若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 町長が認める前各号に類する状態にあること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手 続その他保育の実施に関し必要な事項は、 町長が別に定める。

附則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

現行の認可保育所のサービス提供の仕組み

(現行の認可保育所の利用方式)

- 現行制度における認可保育所の利用方式は、
 - ① 保護者が、市町村へ入所希望保育所等を記載の上、申込みを行い、
 - ② 市町村において、対象児童が「保育に欠ける」か否かを判断した上で、保護者の入所希望を踏まえ、 市町村が保育所を決定する仕組み。

(市町村に対する保育の実施義務)

- このような仕組みは、現行制度が、<u>市町村に対して</u>、認可保育所において保育する義務(<u>保育の実施義務)</u> <u>を課しており、この市町村による保育の実施義務の履行(公立保育所において自ら実施するか、私立保育所へ委託)を通じて、</u>保護者に認可保育所が利用される仕組みであることと密接に関連。
 - (※市町村は、自ら(公立保育所)による保育の実施費用を負担、又は、委託費(私立保育所)を支払い。)

